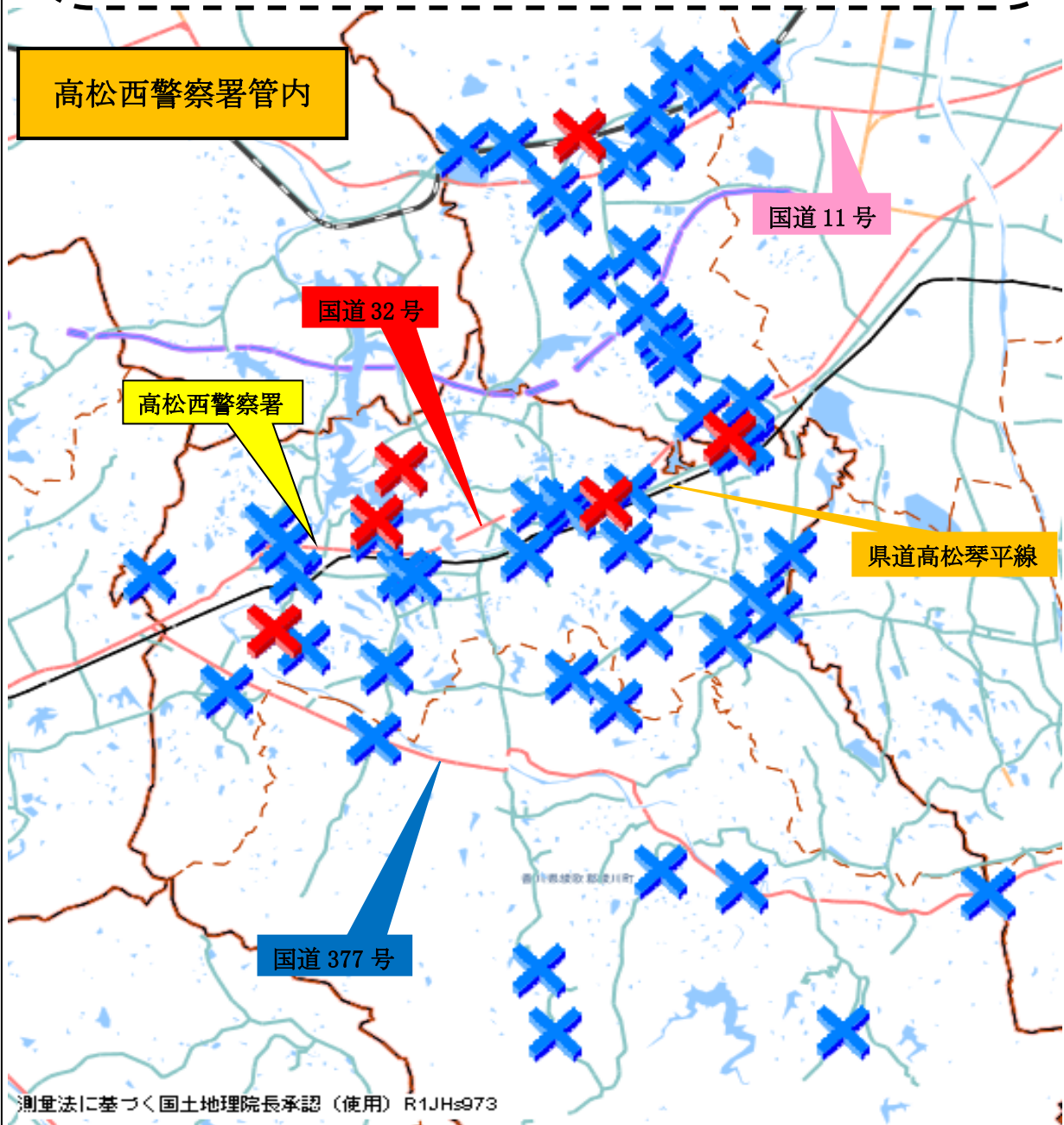


速度取締り指針（高松西警察署）

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道 11 号	6 : 00 ～ 20 : 00	国分寺町内	60 キロ
国道 32 号		国分寺町～綾川町	60 キロ
国道 377 号		羽床地区～粉所地区	50 キロ (一部 40 キロ)
県道高松琴平線	20 : 00	国分寺町～綾川町	40 キロ
※市道 (可搬オビス)		国分寺町南部地区	30 キロ

◎重点以外の路線・時間帯にも速度取締りを実施する場合があります。

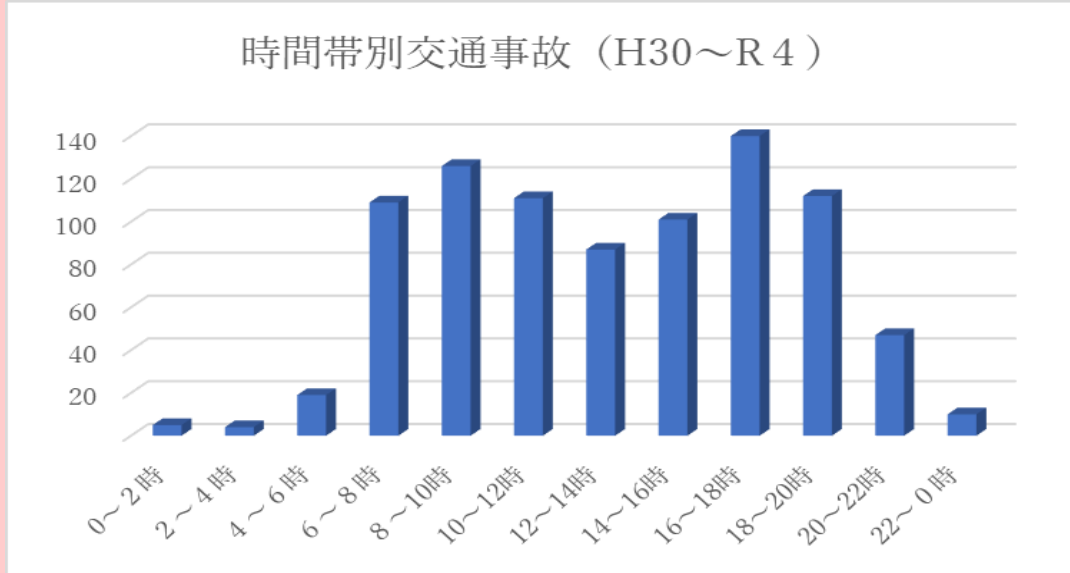


国土地理院の電子地図を加工して作成

- ×・・・平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の交通事故 (死亡事故) 発生地点
- ×・・・平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の交通事故 (重傷・重体事故) 発生地点

高松西署管内における交通実態等

☆時間帯別交通事故発生状況（高松西署管内・平成30年～令和4年の人身事故）



- ☆ 午前6時から午後8時までの間に、人身事故の約90%発生しています。
- ☆ 退勤、下校時間帯（16～18時）における人身事故の割合が最も高いです。
- ☆ 国道における事故が全体の3分の1を占めています。

- 国道11号及び国道32号は通行量が多く、通行方法を巡るトラブルやあおり運転の取締り要望が多くなっています。
- 過去5年間に県道で2件、市町道で4件の死亡事故が発生しています。

取締り要望

- 国道11号及び国道32号における深夜早朝時間帯の速度取締り。
- 管内小中学校周辺の通学路における交通指導取締り。
- 管内中学校周辺における自転車マナーの向上並びに自転車取締り。

その他の交通指導取締り要点

- 通学路（ゾーン30区間）における可搬式オービスによる取締りを強化します。
- 自転車啓発路線における交通指導取締りを強化します。

悪質危険な違反に対する取締りの成果

- 令和4年中、悪質交通違反である著しい速度違反（30km/h超）9件、無免許運転8件、飲酒運転6件を検挙したほか、飲酒運転同乗罪1件等の周辺三罪の事件化を図っています。
- 令和4年中の人身事故発生件数は、141件（前年比+1件）、負傷者数は、177人（前年比-2人）、死亡事故は2件発生（前年比+2件）しています。